

交通関係事業（防犯灯及び道路照明灯）の取扱いについて（案）

防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

なお、両市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。

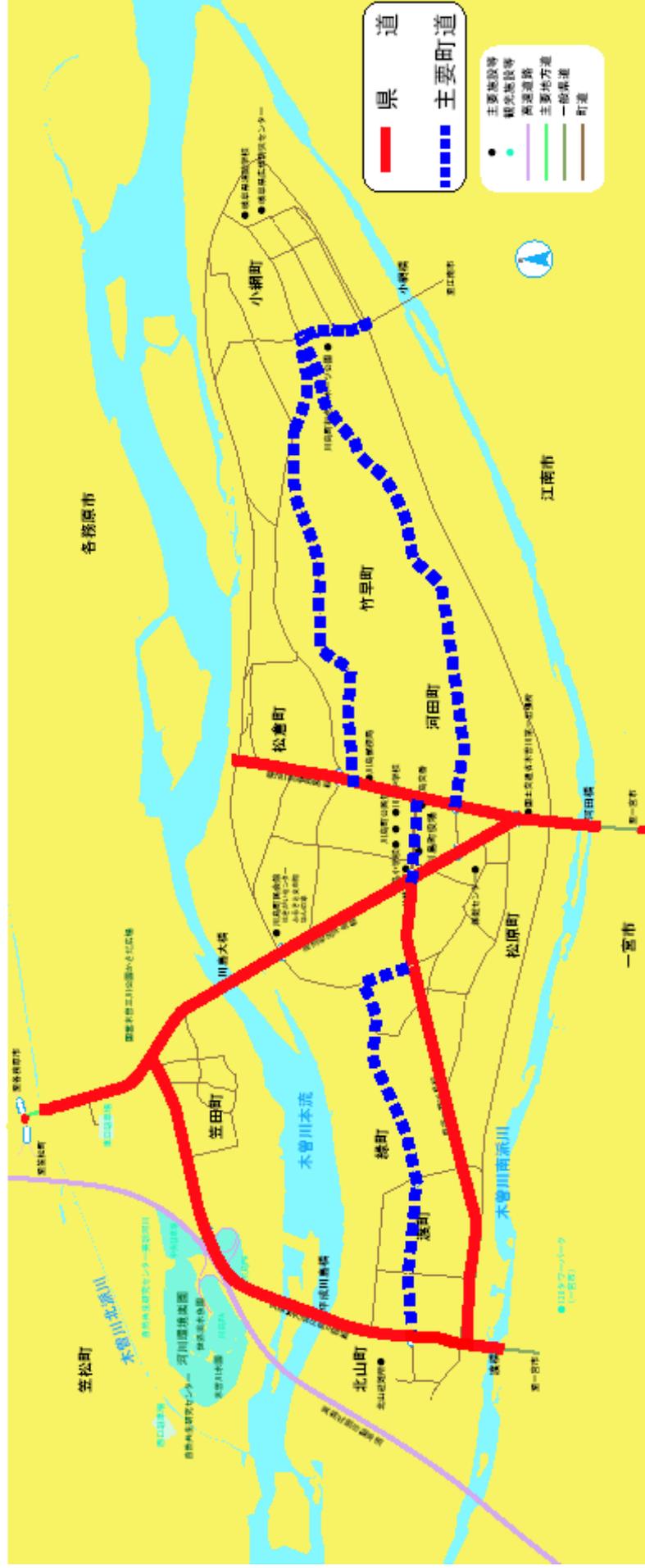
ただし、川島町の町内会内に設置されているもので「防犯灯」としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行する。

調整方針

専門部会 総務部会

協議項目	協議細目	交通関係事業（防犯灯及び道路照明灯）																																				
各種事務事業の取扱い																																						
防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。なお、両市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。ただし、川島町の町内会内に設置されているもので「防犯灯」としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行する。																																						
項目	各務原市	川島町																																				
防犯灯及び道路照明灯	<p>設置及び維持管理（電気料金及び修理等） ○設置</p> <p>防犯灯及び街路灯設置要綱により、設置工事は市が実施。 ○維持管理 防犯灯については申請自治会が負担し、道路照明灯については市が負担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置主体</th> <th>維持管理</th> <th>設置数（基）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路照明灯／街路灯</td> <td>市</td> <td></td> <td>1,154</td> </tr> <tr> <td>市管理分*</td> <td>市</td> <td>(50)</td> <td>4,673</td> </tr> <tr> <td>自治会管理分</td> <td>市</td> <td>自治会</td> <td>(4,623)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>5,827</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 防犯灯の市管理分については、自治会未加入区域などに設置したものを 参考：市管理分防犯灯（50基） 年間電気料金 約 116,000円（H14年度）</p>	区分	設置主体	維持管理	設置数（基）	道路照明灯／街路灯	市		1,154	市管理分*	市	(50)	4,673	自治会管理分	市	自治会	(4,623)	計			5,827	<p>設置及び維持管理（電気料金及び修理等） ○設置及び維持管理 設置から電気料金、修繕などの維持管理においてすべて町が負担。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置主体</th> <th>維持管理</th> <th>設置数（基）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路照明灯</td> <td>町</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>防犯灯（街路灯含む）*</td> <td>町</td> <td></td> <td>623</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>626</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 防犯灯と街路灯の明確な区別はない（以下“防犯灯”とする） 参考：町管理分防犯灯（623基） 年間電気料金 約2,534,000円（H14年度）</p>	区分	設置主体	維持管理	設置数（基）	道路照明灯	町		3	防犯灯（街路灯含む）*	町		623	計			626
区分	設置主体	維持管理	設置数（基）																																			
道路照明灯／街路灯	市		1,154																																			
市管理分*	市	(50)	4,673																																			
自治会管理分	市	自治会	(4,623)																																			
計			5,827																																			
区分	設置主体	維持管理	設置数（基）																																			
道路照明灯	町		3																																			
防犯灯（街路灯含む）*	町		623																																			
計			626																																			
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3>新市</h3> </div> <p>調整方針</p>																																					
防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、現行の各務原方式を基準とし、以下のとおりとする。																																						
【合併後の新設】 ○設置：防犯灯及び街路灯設置要綱により、設置工事は新市が実施。 ○維持管理：防犯灯については申請自治会が負担し、道路照明灯については新市が負担。 【合併前の既設分】 ○各務原市：現行どおり ○川島町：以下のとおり ・幹線道路等（県道と主要町道）にある“防犯灯”（142基）を「道路照明灯」として位置付け、新市において維持管理を継続。 ・その他自治会内にある“防犯灯”（481基）は「防犯灯」として位置付け、5年を目処に自治会管理へ移行。																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置主体</th> <th>維持管理</th> <th>設置数（基）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路照明灯／街路灯</td> <td>市</td> <td></td> <td>1,299</td> </tr> <tr> <td>市管理分</td> <td>市</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>自治会管理分</td> <td>市</td> <td>自治会</td> <td>5,104</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(町)</td> <td>自治会へ移行</td> <td>(481)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>6,453</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置主体	維持管理	設置数（基）	道路照明灯／街路灯	市		1,299	市管理分	市		50	自治会管理分	市	自治会	5,104		(町)	自治会へ移行	(481)	計			6,453													
区分	設置主体	維持管理	設置数（基）																																			
道路照明灯／街路灯	市		1,299																																			
市管理分	市		50																																			
自治会管理分	市	自治会	5,104																																			
	(町)	自治会へ移行	(481)																																			
計			6,453																																			

川島町道路区分図（道路照明灯関係）



保健事業の取扱いについて（案）

「川島町保健センター」については、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「川島健康福祉センター」とする。

各種保健予防事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、各事業の細部及び各市町で実施している事業・計画については、今後調整を図る。

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目 保健事業
調整の方針	<p>「川島町保健センター」については、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「川島健康福祉センター」とする。各種保健予防事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、各事業の細部及び各市町で実施している事業・計画については、今後調整を図る。</p>	<p>現在の「川島町保健センター」は「川島健康福祉センター」に改称する。現在の「川島町保健センター」の機能を保持するため、「川島健康福祉センター」内に市保健相談センター分室を設置する。また、集団健（検）診時の診療所としての機能を存続し、当分の間、老人保健事業にかかるとともに母子保健事業の拠点とする。絵本読み聞かせ事業・小規模授産事業・貸館事業については「川島健康福祉センター」内で継続する。</p>
項目	調整方針	調整方針
1. 川島町保健センター	<p>【川島町保健センター】 公衆衛生局長通知による保健センター類似施設 (昭和50年4月設置・鉄筋コンクリート造2階建)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>現在</p> <p>名称 川島町保健センター</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>保健センター所管事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保健予防事業 ・各種健康相談指導 ・絵本読み聞かせ ・貸館事業 </div> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模授産所事業 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>新市</p> <p>名称 川島健康福祉センター</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>保健センター所管事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保健予防事業 ・各種健康相談指導 ※各種事務事業については調整中 </div> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本読み聞かせ ・小規模授産所事業 ・貸館事業 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>新市における川島地区保健センターの位置付け</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>各務原市保健相談センター</p> <p>各務原市保健相談センター分室</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">各務原市総合福祉会館内1階</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">各務原市川島健康福祉センター内1階(現川島町保健センター)</div> </div> </div>	<p>調整方針</p> <p>現在の「川島町保健センター」は「川島健康福祉センター」に改称する。現在の「川島町保健センター」の機能を保持するため、「川島健康福祉センター」内に市保健相談センター分室を設置する。また、集団健（検）診時の診療所としての機能を存続し、当分の間、老人保健事業にかかるとともに母子保健事業の拠点とする。絵本読み聞かせ事業・小規模授産事業・貸館事業については「川島健康福祉センター」内で継続する。</p>

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い		調整方針																																																																															
	協議細目	保健事業	協議細目	保健事業																																																																														
2. 各種健康(検)診事業	各務原市		川島町																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康(検)診</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健康診査</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上</td> <td>6～12月</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>30歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>30歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上</td> <td>6～10月</td> <td>基本的に自己負担なし</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>節目</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>50歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>16歳以上</td> <td>6～10月</td> <td>基本的に自己負担なし</td> </tr> </tbody> </table>	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担	基本健康診査	40歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円	胃がん検診	40歳以上	6～12月	1,500円	大腸がん検診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円	子宮がん検診	30歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円	乳がん検診	30歳以上	6. 7. 10. 11月	500円	肺がん検診	40歳以上	6～10月	基本的に自己負担なし	肝炎ウイルス検診	節目	6. 7. 10. 11月	500円	前立腺がん検診	50歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円	結核検診	16歳以上	6～10月	基本的に自己負担なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康(検)診</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健康診査</td> <td>30歳以上</td> <td>6月に9日間(集団) 6月～7月(個別)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上</td> <td>6月に9日間 3. 10月に1日ずつ</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上</td> <td>6月に9日間</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>30歳以上</td> <td>年4回(集団) 6月～8月(個別)</td> <td>400円 500円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>30歳以上</td> <td>6月に9日間 超音波は3月</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>節目</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>節目</td> <td>基本健康診査にあわせて</td> <td>自己負担なし</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>50歳以上</td> <td>3月1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>16歳以上</td> <td>6月に9日間</td> <td>自己負担なし</td> </tr> </tbody> </table>	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担	基本健康診査	30歳以上	6月に9日間(集団) 6月～7月(個別)	500円	胃がん検診	40歳以上	6月に9日間 3. 10月に1日ずつ	500円	大腸がん検診	40歳以上	6月に9日間	200円	子宮がん検診	30歳以上	年4回(集団) 6月～8月(個別)	400円 500円	乳がん検診	30歳以上	6月に9日間 超音波は3月	400円	肺がん検診	節目	—	—	肝炎ウイルス検診	節目	基本健康診査にあわせて	自己負担なし	前立腺がん検診	50歳以上	3月1回	300円	結核検診	16歳以上	6月に9日間	自己負担なし
健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担																																																																															
基本健康診査	40歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円																																																																															
胃がん検診	40歳以上	6～12月	1,500円																																																																															
大腸がん検診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円																																																																															
子宮がん検診	30歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円																																																																															
乳がん検診	30歳以上	6. 7. 10. 11月	500円																																																																															
肺がん検診	40歳以上	6～10月	基本的に自己負担なし																																																																															
肝炎ウイルス検診	節目	6. 7. 10. 11月	500円																																																																															
前立腺がん検診	50歳以上	6. 7. 10. 11月	1,000円																																																																															
結核検診	16歳以上	6～10月	基本的に自己負担なし																																																																															
健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担																																																																															
基本健康診査	30歳以上	6月に9日間(集団) 6月～7月(個別)	500円																																																																															
胃がん検診	40歳以上	6月に9日間 3. 10月に1日ずつ	500円																																																																															
大腸がん検診	40歳以上	6月に9日間	200円																																																																															
子宮がん検診	30歳以上	年4回(集団) 6月～8月(個別)	400円 500円																																																																															
乳がん検診	30歳以上	6月に9日間 超音波は3月	400円																																																																															
肺がん検診	節目	—	—																																																																															
肝炎ウイルス検診	節目	基本健康診査にあわせて	自己負担なし																																																																															
前立腺がん検診	50歳以上	3月1回	300円																																																																															
結核検診	16歳以上	6月に9日間	自己負担なし																																																																															
3. 母子保健事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康(検)診</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月児健診</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>36回/年</td> </tr> <tr> <td>11か月児健診</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>24回/年</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健診</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>24回/年</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>24回/年</td> </tr> </tbody> </table>	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担	4か月児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	36回/年	11か月児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年	1歳6か月児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年	3歳児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康(検)診</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月・10か月児健診</td> <td>30歳以上</td> <td>6月に9日間</td> <td>12回/年</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健診</td> <td>30歳以上</td> <td>6月に9日間</td> <td>4回/年</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診</td> <td>30歳以上</td> <td>6月に9日間</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担	4か月・10か月児健診	30歳以上	6月に9日間	12回/年	1歳6か月児健診	30歳以上	6月に9日間	4回/年	3歳児健診	30歳以上	6月に9日間	3回/年	<p>母子保健事業全般については、各務原市の現行制度での実施方法を適用し、母子保健に係る相談業務等については、当分の間、両市町の現行制度で継続する。</p>																																											
	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担																																																																														
4か月児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	36回/年																																																																															
11か月児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年																																																																															
1歳6か月児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年																																																																															
3歳児健診	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年																																																																															
健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担																																																																															
4か月・10か月児健診	30歳以上	6月に9日間	12回/年																																																																															
1歳6か月児健診	30歳以上	6月に9日間	4回/年																																																																															
3歳児健診	30歳以上	6月に9日間	3回/年																																																																															
4. 予防接種	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康(検)診</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健相談センターにて実施</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>24回/年</td> </tr> <tr> <td>ポリオ</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>各12回/年</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応・BCG</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>医療機関に委託</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>三種混合・二種混合・麻疹・風しん・日本脳炎</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>(65歳以上・自己負担1,500円)</td> </tr> </tbody> </table>	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担	保健相談センターにて実施	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年	ポリオ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	各12回/年	ツベルクリン反応・BCG	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料	医療機関に委託	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料	三種混合・二種混合・麻疹・風しん・日本脳炎	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料	インフルエンザ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	(65歳以上・自己負担1,500円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康(検)診</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健センターにて実施</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>4回/年</td> </tr> <tr> <td>ポリオ</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>各2回/年</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応・BCG</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>医療機関に委託</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>三種混合・二種混合・麻疹・風しん・日本脳炎</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>40歳以上</td> <td>6. 7. 10. 11月</td> <td>(60歳以上・助成金1,500円)</td> </tr> </tbody> </table>	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担	保健センターにて実施	40歳以上	6. 7. 10. 11月	4回/年	ポリオ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	各2回/年	ツベルクリン反応・BCG	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料	医療機関に委託	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料	三種混合・二種混合・麻疹・風しん・日本脳炎	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料	インフルエンザ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	(60歳以上・助成金1,500円)	<p>各務原市の現行制度に統一する。ただし、細部については今後調整を図る。</p>																							
	健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担																																																																														
保健相談センターにて実施	40歳以上	6. 7. 10. 11月	24回/年																																																																															
ポリオ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	各12回/年																																																																															
ツベルクリン反応・BCG	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料																																																																															
医療機関に委託	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料																																																																															
三種混合・二種混合・麻疹・風しん・日本脳炎	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料																																																																															
インフルエンザ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	(65歳以上・自己負担1,500円)																																																																															
健康(検)診	対象者	実施時期	自己負担																																																																															
保健センターにて実施	40歳以上	6. 7. 10. 11月	4回/年																																																																															
ポリオ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	各2回/年																																																																															
ツベルクリン反応・BCG	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料																																																																															
医療機関に委託	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料																																																																															
三種混合・二種混合・麻疹・風しん・日本脳炎	40歳以上	6. 7. 10. 11月	無料																																																																															
インフルエンザ	40歳以上	6. 7. 10. 11月	(60歳以上・助成金1,500円)																																																																															

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		調整方針				
項目		各務原市	川島町							
5. 妊婦・乳幼児関連事業	B型肝炎母子感染防止	随時対応		母子健康手帳交付	第2・4金曜日 3回/年	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。			
	母子健康手帳交付	毎日		プレパパ学級 (マタニティルーム)	12回/年					
6. 歯科衛生	マタニティ一広場	6回/年		妊婦保健指導	常時	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。			
	妊婦保健指導	常時		離乳食教室	12回/年					
	離乳食教室	4か月・11か月検診で実施		乳幼児健康相談	12回/年					
	2歳児歯科教室	12回/年		おやつ菌みがき教室	4回/年					
	ことばの相談	12回/年・個別24回/年		育児相談	常時					
	母子訪問指導	常時		母子訪問指導	常時					
	妊婦健康診査	受診票交付時		妊婦健康診査	受診票交付時					
	精密健康診査	常時		精密健康診査	常時					
	7. 休日急病診療所	業務	対象者	実施時期	自己負担				各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。
		歯科相談	住民	常時	—					
		幼児フッ化物塗布	1歳6か月児健診と同時		自己負担なし					
		歯周疾患検診	節目	6. 7. 10. 11月	300円					
8. 栄養教育	休日急病診療所	総合福祉会館1階		郡医師会員当番制	日曜・祝日開設	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。			
	休日急病診療所	日曜・祝日及び年始開設		休日歯科在宅当番医制	日曜・祝日開設					
9. その他	栄養相談			栄養相談	常時	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。	各務原市の現行制度に統一する。 ただし、細部については今後調整を図る。			
	栄養教室	乳幼児検診時に実施								
9. その他	成人訪問業務	成人訪問業務		成人訪問業務		原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。	原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。			
	健康教育(集団・個人)	健康教育(集団・個人)		健康教育(集団・個人)		ただし、健康相談・健康手帳の交付は、両市町の現行制度で継続する。	ただし、健康相談・健康手帳の交付は、両市町の現行制度で継続する。			
	健康相談	健康相談		健康相談		川島町で推進計画している「健康づくり計画」は、新市において調整を図る。	川島町で推進計画している「健康づくり計画」は、新市において調整を図る。			
	健康手帳の交付	健康手帳の交付		健康手帳の交付						
	健康管理システム	健康管理システム		健康管理システム						
	母子保健計画(H14～H18年)	母子保健計画(H14～H18年)		母子保健計画(H14～H18年)						
	献血関係(14回/年)	献血関係(6回/年)		献血関係(6回/年)						
	感染症予防対策(発生時)	感染症予防対策(発生時)		感染症予防対策(発生時)						
	健康のつどい(6月開催)	健康まつり(3月開催)		健康まつり(3月開催)						
		健康づくり計画		健康づくり計画						